

食品安全委員会を検証する

鈴鹿医療科学大学薬学部 中村幹雄

本年7月で内閣府食品安全委員会が設立されて9年目となる。「食品流通の広域化・グローバル化の進展、新たな危害要因の出現、遺伝子組換え等の新たな技術の開発等により、食生活を取り巻く状況も大きく変化してきた中で、BSE問題、輸入野菜の残留農薬問題など食の安全を脅かす事件に相次ぐ発生により、食品の安全に対する国民の安心感、信頼感が揺らいでいる状況に的確に対応するため」として、2003年（平成15年）7月に、食品安全基本法が施行された。

同法は、食品の安全性確保に関する施策を総合的に推進することを目的としており、新たな食品安全行政の一環として、「科学的知見に基づく中立公正なリスク評価を実施する」ため、厚生労働省や農林水産省等から独立した機関として、内閣府に食品安全委員会が設置された。

食品安全委員会は、内閣府37条が任意で設置できるとしている「審議会等」（重要事項に関する学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関）に該当するが、食品安全基本法を根拠法としており、その主な役割は、同法23条に規定されている。

- ・内閣総理大臣からの求めに応じて意見を述べる
こと
- ・関係大臣からの依頼による食品健康影響評価及び自ら食品健康影響評価を行うこと
- ・食品健康影響評価に基づく食品の安全性確保のための施策を関係大臣に勧告すること
- ・食品の安全性確保のための施策に関する重要事項を調査審議し関係大臣に意見を述べること
- ・これらの事項を実施するために必要な科学的調査及び研究を行うこと
- ・これらの事項の関係者相互間の情報及び意見の

交換を企画し実施すること

- ・関係行政機関が行う食品の安全性確保の相互間の情報及び意見の交換の事務の調整

これまでの8年間の食品安全委員会の成果と問題点を検証してみたい。

1) 食品安全委員会の設置後も食品問題は続発しており、国民は成果を享受していない。

多剤耐性Salmonella Typhimurium DT104によるわが国初の大規模食中毒事件（2005年）、サルモネラ（S.Enteritidis）で汚染された液卵のテイラミス食中毒（2006年）、18店舗を有する飲食チェーン店でのS. Montevideo による食中毒（2007年）、学校給食でも発生したカンピロバクター食中毒の増加、田舎饅頭の食中毒でもみられたノロウイルスによる感染症・食中毒の増加、腸炎ピブリオ、出血性大腸菌O157・O104・O26、リステリア、エンテロバクター等、食品中の微生物による食中毒は改善されていない。生食用牛肉（ユッケ）に見られるような新たな生物学的危害も発生している。

輸入食品の違反事例に見られる農薬の残留、指定外食品添加物の使用、クレンブテロールの豚肉の赤味化目的での使用、化学物質による危害も継続し、むしろ巧妙になってきている。諸外国で実施され、国際基準（CODEX）が設けられている魚醤中のヒスタミン、たん白加水分解物中のクロロプロパノール類の規制をわが国は実施していない。こうした基準が設けられていないため、粗悪な食品・食品添加物が流入している。

こんにやく入りミニカップゼリーで22名の死亡者が出ているのもかわらず、あるいは韓国や欧米での規制が始まっているのもかわらず、「食品衛生法では食品容器の形状や物性について規制できない」として規制化を避けている。同じく物

理的危害である放射能汚染についても規制を後退させている。

このような状態であるにもかかわらず、リスク管理側の厚生労働省や農林水産省への勧告の実績が乏しい。消費者にとって、食品安全委員会は全くの期待外れであった。

これは、消費者を食品安全委員会から排除したことによる緊張感の欠如と能力不足が大きな要因である。消費者を科学者よりも低い者と位置づけた（戦前からの民は無知であるとの思想が垣間見える）。逆に、消費者サイドは、科学者・行政を信頼できず大きなギャップを感じている。福島第一原発の放射能汚染問題では、ズレは極限に達している。

2) 食品健康影響評価の評価

食品添加物を例にとれば、食品健康影響評価に必要な資料の範囲は、「食品添加物の指定及び使用基準の改正に関する指針」（1996年 厚生省生活衛生局長通知、いわゆる「ガイドライン」）に示されている。しかし、「食の安全と安心」（オブアワーズ）で明らかにしたように、多くの食品添加物、なかでも企業からの指定要請がなくても厚生労働省が自ら指定するとした「国際汎用添加物」（46品目）については、長期毒性試験や体内動態試験（吸収、分布、代謝、排泄等）が不十分な品目が多い。プロパレントに使用される亜酸化窒素（麻酔剤の笑気ガス）については、極めて短い毒性試験が実施されたに過ぎずガイドラインを全く満たしていない。このように食品健康影響評価はガイドラインを満たしていても実施されてきた。これは「厚生労働省が指定する」との「結論ありき」であるからである。

さらに、本年1月26日、行政刷新会議の規制・制度改革に関する分科会は、「食品添加物の承認手続の簡素化・迅速化」として「我が国が国際汎用添加物45品目の承認に向けた取組を開始してから既に8年が経過しているものの、未だ30品目の承認にとどまっており、EUからは国際汎用添加物の承認までのスピードの遅さについて改めて指摘されているところである。このため、○国際汎用添加物の承認手続きの簡素化・迅速化に向

けたルール整備を行うべきである。○未承認の15品目が承認されることによって、輸入加工食品が多様化するとともに、我が国の食品メーカーにおいても使用可能添加物の選択肢の増加に資することとなる。」との考え方を示し、「厚生労働省は未だ食品健康影響評価の依頼を行っていない9品目の食品添加物について、早急に評価依頼資料を取りまとめ、食品安全委員会に正式に評価依頼を行うべきである。食品安全委員会はこれを正式に受理し、専門調査会での審議を速やかに開始すべきである。」と圧力を掛けた。

これでは、科学的で公平な食品影響評価は実施できない。消費者は食品安全委員会の食品健康影響評価を率直に受け入れることはできない。

3) リスク評価とリスク管理を分離する必要はない。経過から考えれば、分離する必要はなかった。

日本のBSE問題では、「全頭検査」により真の原因究明がなされなかった。子牛に与える代用乳が原因との説を葬りさり、肉骨粉を犯人に仕立て、2001年9月18日の農林水産省の省令改正により、「安全」を演出した。1996年のO157の「かわれ大根犯人説」の再現であった。広く使用されている代用乳がBSEの原因となれば、日本の畜産業は壊滅的な打撃を被るからである。非科学的な政治判断以外の何者でもなかった。

福島第一原発の汚染牛の問題は、稲わらであった。飼料の稲わらが牛乳を汚染し、母乳までも汚染した農薬BHCによる公害の再来であるところは、別に寄稿した（消費者法ニュース No.89「放射能汚染牛 生かされなかった40年前の教訓」）。稲わらのみならず牧草、さらに森林や環境までも広く汚染されたことが明らかになりつつある。こうした中で、現地に出向く等の実態調査を行わず、厚生労働省による食品規制にお墨付きを与える健康影響評価を行い、7月29日に厚生労働省の基準を可とする評価書を公表するとともに意見募集を始めた。そもそも、原発事故直後の3月29日、政府が急遽設定した放射性物質に関する食品衛生法の暫定基準値について、「十分に安全側に立ったものと考えられる」とする評価をまとめ厚生労働

省に判断を委ねていた。

それに引き換え、7月27日、衆議院厚生労働委員会に参考人として出席し、食品の放射線量測定に全力をあげず、子どもたちを守るための法整備を怠っている国会を厳しく批判した東京大学アイソトープセンター長の児玉龍彦氏の姿勢に多くの消費者は共感を覚えたに違いない。「食品にまで検出された放射性物質について、何が危険で、どこからは安全かという厳密な議論がなされないと『健康に影響ない』といくら政府が発表しても説得力はない。」との立場を、多くの消費者は支持すると確信する。

サリドマイド、スモン、血液製剤、B型肝炎、そしてイレッサと、食品ではないが医薬品でも人命軽視・産業振興優先による薬害が繰り返されてきた。リスク評価を厚生労働省から分離しても分離しなくても消費者（患者）側に立った行政は行われぬ。厚生労働行政から産業振興を分離（独立）することが最重要である。

厚生労働省から独立行政法人、公益法人、業界団体、それらを經由（ロンダリング）して民間企業への天下りは後を絶たない。こうした関係に縁を切れないであろうから、食品安全庁（仮称）を内閣府に設置する等、厚生労働省から全ての食品関係の所掌事務を取りあげることを検討すべきだと思う。

4) 自前の試験研究体制の整備が必要である。食品安全基本法第16条は、「試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置が講じられなければならない。」と定めている。お茶を濁す程度の調査研究が委託で実施されてきたに過ぎない。

食品の調査・研究、監視業務は、厚生労働省の国立医薬品食品衛生研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、検疫所（108箇所）、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所、独立行政法人国民生活センター（商品テスト）等で実施されている。ウエットの試験・研究については、こうした機関に依頼して実施することになるが、積極的に実施されているよう

に思えない。

勇ましいタイトルで書き出したものの内容を伴っていないと反省しなければならない。しかし、消費者目線に立った検証が行われるべきであるとの信念は揺るぎようがない。内閣府食品安全委員会がどのようなリスクを予見し、どのようなリスクの予防に役立ったか、食の安全・監視市民委員会等の市民団体による消費者サイドからの検証が行われ、内閣府食品安全委員会が消費者の期待に背き、従来からの行政機関の枠をでないことが明らかにされることは遠くないと思う。その上で、食品問題の根本的な解決のために、現在のリスク管理機関をも取り込んだ食品安全・監視のための行政機関（例えば、食品安全庁、食品監視庁）が設置されることを期待したい。（2011年8月26日）